

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて  
(通知)

改正 平成7年10月消防予第226号、13年3月消防予第103号・消防危第53号、17年8月消防予第188号

消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）及び共同住宅等の住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管及び当該貫通部（以下「配管等」という。）の取り扱いについては、従来から行政実例等により運用願っているところである。

今般、令8区画及び共住区画の構造要件を明確にするとともに、これらの区画を貫通する配管等の取り扱いについて、下記のとおり基本的な考え方を整理することとしたので通知する。

については、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、その運用に遺漏のないようよろしくご指導願いたい。

記

1 令8区画について

(1) 令8区画の構造について

令8区画については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

① 開口部が設けられていないこと。

② 開口部を設ける場合には、甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。

(2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部について

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次のとおりである。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管であること。

イ 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。

オ 配管及び貫通部は、一体で、建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

## 2 廃止

## 3 その他

(1) この通知による取扱いは、平成7年7月1日より実施するものとする。

なお、実施日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等については、従前の例によることとして差し支えないものであること。

(2)・(3) 削除

(4) この通知の実施に伴い、別添に示す行政実例及びこれらに類する質疑回答については、廃止するものとする。

附 則 （平成7年10月20日付け消防予第226号による一部改正）

1 この基準は、平成7年10月20日から運用されたいこと。

2 この基準の運用の際、従来行政実例等において認められていたもので、区画を貫通する配管等としての評価が終了していないものにあつては、当分の間、従前の例によって運用してさしつかえないものであること。

## 別 添

平成7年7月1日以降において、廃止される行政実例等

- ・昭和51年3月29日付け消防安第52号消防庁安全救急課長通知中 問1
- ・昭和52年5月4日付け消防予第87号消防庁予防救急課長通知

- ・昭和54年12月17日付け消防予第246号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和56年1月10日付け消防予第7号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和58年4月18日付け消防予第65号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和59年5月19日付け消防予第88号消防庁予防救急課長通知
- ・平成4年8月12日付け消防予第162号消防庁予防課長通知
- ・平成5年8月20日付け消防予第238号消防庁予防課長通知
- ・平成5年8月26日付け消防予第243号消防庁予防課長通知
- ・平成5年12月27日付け消防予第343号消防庁予防課長通知
- ・平成6年5月24日付け消防予第132号消防庁予防課長通知